

特 記 事 項

消 防 用 審 査 ・ 指 導 欄

※消防用設備等設置計画書提出以後、工事及び使用開始までに提出しなければならない届出

<p>工 事 整 備 対 象 設 備 等 着 工 届 出 書</p>	<p>消防法第17条の14、及び三田市火災予防条例第46条の2の規定により、工事着工10日前までに消防長へ2部提出すること。</p>
<p>消防用設備等工事計画届出書</p>	
<p>消防用設備等設置届出書</p>	<p>消防法第17条の3の2の規定により、工事完了日から4日以内に消防長へ2部提出すること。</p>
<p>防火対象物使用開始届出書</p>	<p>三田市火災予防条例第46条の規定により、使用開始7日前までに消防長へ2部提出すること。また、住宅用防災機器設置義務のある防火対象物については、機器の設置位置が図示された平面図を添付すること。</p>

※ お問い合わせ先 三田市消防本部予防課 TEL 079-564-0119